

大津湖南都市計画都市施設の変更計画書（原案）
（野洲市決定）

野洲市

平成30年3月

大津湖南都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（野洲市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中1号野洲郡行政事務組合ごみ焼却場を廃止する。

理 由

野洲郡行政事務組合ごみ焼却場は昭和57年4月から稼働している施設で、竣工から30年以上経過し、老朽化に伴い稼働も限界となった。

このため、安全かつ効率的に処理が出来るよう新たにごみ処理場として平成25年10月30日に都市計画決定をし、新野洲クリーンセンターの整備が完了した。

現在は、新野洲クリーンセンターで稼働しており、野洲郡行政事務組合ごみ焼却場は、現在建物も解体され稼働していないため、今回、野洲郡行政事務組合ごみ焼却場を廃止するものである。

都市計画の策定の経緯の概要

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中1号野洲郡行政事務組合ごみ焼却場の廃止

項 目	時 期	備 考
滋賀県知事下協議	平成30年 2月 5日	
滋賀県知事事前協議	平成30年 2月	
公告・法第17条縦覧	平成30年 3月 1日～ 平成30年 3月15日	
野洲市都市計画審議会	平成30年 3月28日	
滋賀県知事本協議	平成30年 3月	予定
変更決定告示	平成30年 4月	予定

都市計画法第17条 縦覧結果

縦覧期間 平成30年 3月 1日から

平成30年 3月15日まで

縦覧者 なし

意見書 提出なし

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに野洲市長に意見書を提出することができる。

平成30年3月1日

野洲市長

山仲 善章



1. 都市計画の種類

大津湖南都市計画都市施設（ごみ焼却場）

2. 都市計画を変更する土地の区域

野洲市大篠原の一部

3. 都市計画の案の縦覧場所

野洲市役所都市建設部都市計画課（野洲市小篠原2100番地1）

4. 縦覧期間

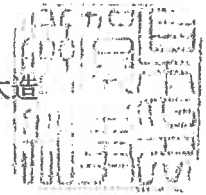
平成30年3月1日から3月15日まで

滋 都 計 第 1 5 3 号
平成 30 年(2018 年) 2 月 23 日

野洲市

上記代表者 野洲市長 山仲 善彰 様

滋賀県知事 三日月 大造



大津湖南都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）
の変更について（回答）

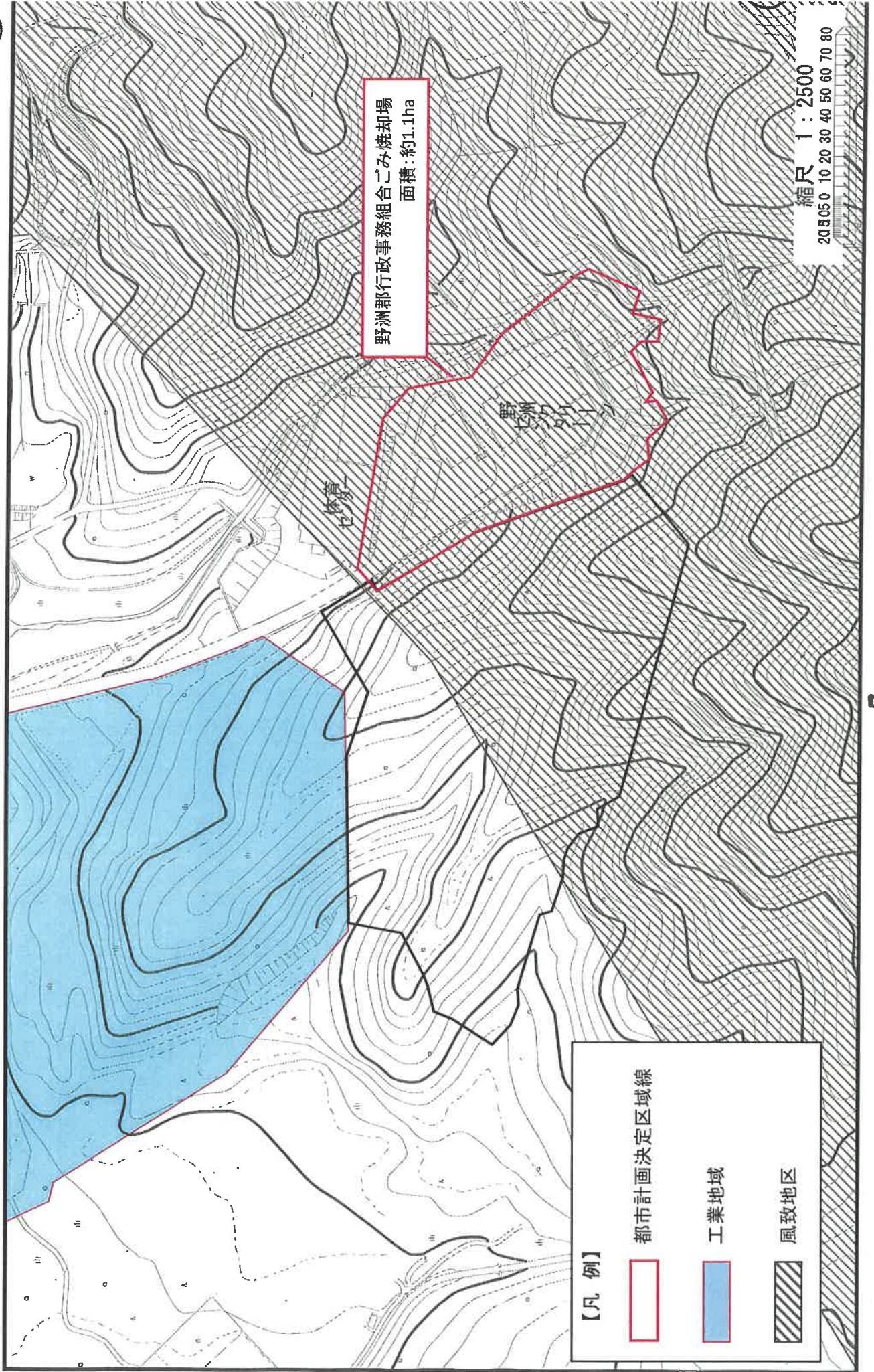
平成 30 年 2 月 19 日付け野都第 17 号で事前協議のあった下記の変更について、異存
ありません。

なお、この回答は、後に行われる市都市計画審議会への付議等の法に基づく手続きに
よって、都市計画の案が変更されることを何ら妨げる趣旨でないことに留意願います。

記

大津湖南都市計画ごみ焼却場 1 号 野洲郡行政事務組合ごみ焼却場

大津湖南都市計画図 (変更前)



大津湖南都市計画図 (変更後)

